

常 陸 太 田 市
障 害 者 計 画

2019年度(平成31年度)～2023年度

平成31年3月改定

常 陸 太 田 市

はじめに

本市では、「障がい者にやさしいまちづくり」を推進するため、平成24年3月に「誰もが、ふれあい、支えあい、助けあい、ともに生きるまちづくり」を基本理念とした「常陸太田市障害者計画」を策定し、各種障がい福祉施策の推進に取り組んでまいりました。

この間、国においては、障害者権利条約の締結や障害者差別解消法をはじめ、多くの障がい福祉関連法令が施行され、障がい者を取り巻く環境や制度が大きく変化しました。

こうした制度改正などに対応するとともに、障がい者の生活状況やニーズを把握し、より実効性の高い施策を展開していくため、現行計画を改定いたしました。

新たな障害者計画では、現行計画の基本理念を継承しつつ、障がい等のある人を取り巻く様々な社会状況の変化に対応するための視点を取り入れ、障がい福祉施策の更なる充実を目指してまいります。

今後も、障がい等のある人の自立と社会参加の促進を図り、地域社会で生活するすべての人がお互いに支え合い、助け合える共生社会の実現を目指して、市民の皆様や地域と連携を図りながら、障がい福祉施策を推進してまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました「常陸太田市障害者自立支援協議会」並びに「計画等策定部会」の委員の皆様をはじめ、アンケート調査等にご協力いただきました市民の皆様、関係団体の皆様に心から感謝申し上げます。

平成31年3月

常陸太田市長 大久保 太一

～ 目 次 ～

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の期間	3
4 計画の対象者	3

第2章 障がい等のある人を取り巻く現状

1 障がい等のある人の現状	5
2 実態調査	13

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念	23
2 計画の重点目標	24
3 施策の体系	26

第4章 施策の展開

重点目標1 障がい等に対する理解を一層深めます	27
重点目標2 地域生活支援の充実に努めます	29
重点目標3 障がい等のある人の社会参加を促進します	33
重点目標4 個性に応じた療育・保育・教育を充実します	35
重点目標5 とともに支え合い、助け合うまちづくりを推進します	36

第5章 計画の推進

1 計画の推進体制	39
-----------	----

資料編

1 計画改定の経過	41
2 常陸太田市障害者自立支援協議会 計画等策定部会委員名簿	41
3 常陸太田市障害者自立支援協議会委員名簿	42
4 常陸太田市障害者自立支援協議会設置要綱	43

第1章

計画の策定にあたって

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本市においては、平成24年3月に「常陸太田市障害者計画・第3期障害福祉計画」、平成27年3月に「第4期障害福祉計画」、平成30年3月に「第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画」を策定し、障害福祉施策を推進してきました。

国においては、平成23年8月に「障害者基本法（昭和45年法律第84号。）」の改正、平成24年10月に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号。以下、「障害者虐待防止法」という。）」の施行、平成25年4月に「障害者自立支援法」の改正（「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下、「障害者総合支援法」という。）」に改称）、平成25年6月に「障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下、「障害者雇用促進法」という。）」の改正等、様々な法整備が進められ、平成26年1月に「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」が批准されました。

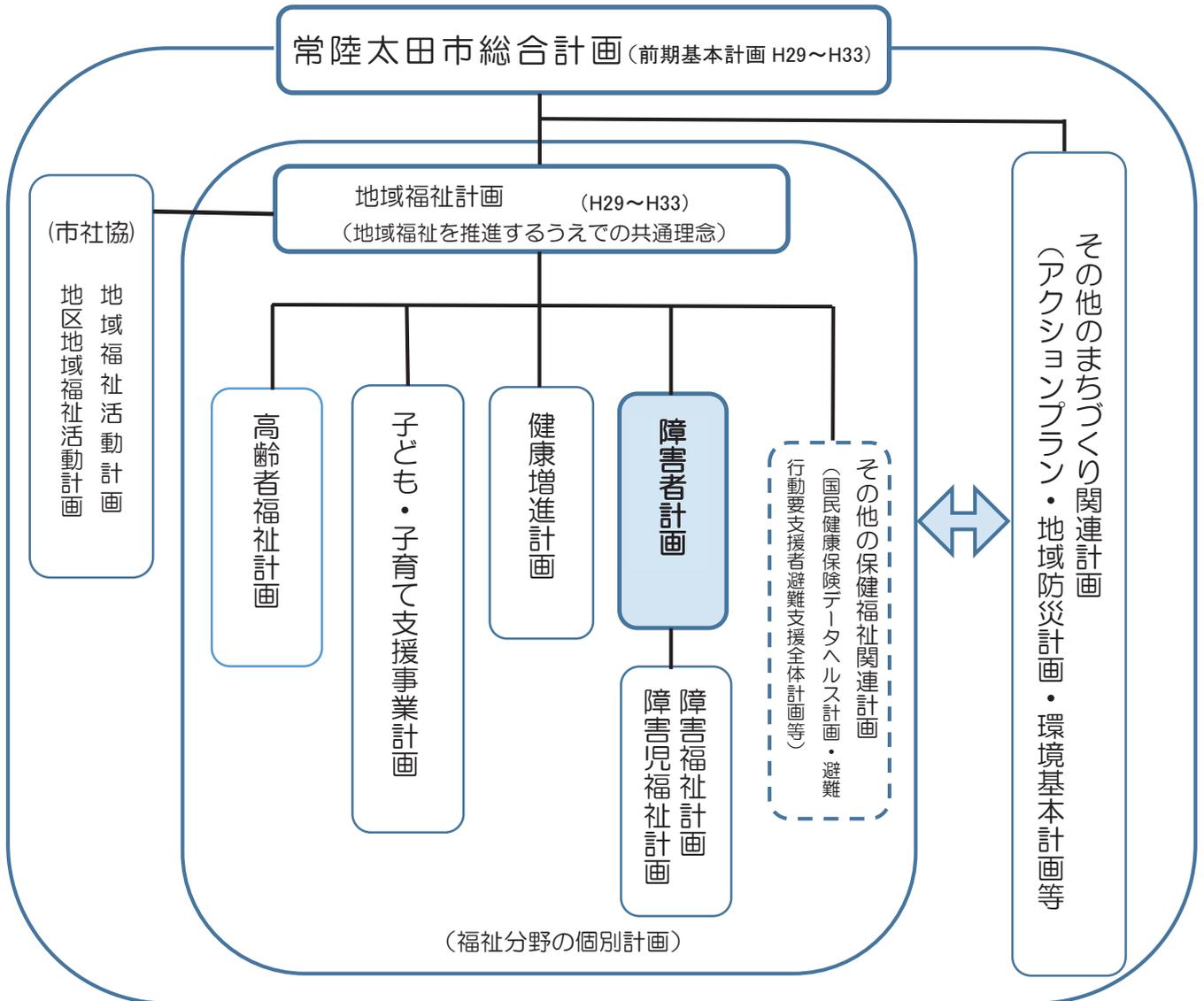
その後も、平成28年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下、「障害者差別解消法」という。）」の施行、平成30年4月に「障害者総合支援法」及び「児童福祉法（昭和22年法律第164号）」が一部改正される等、障がい等のある人を取り巻く環境は日々変化しています。

今回の「常陸太田市障害者計画」においては、国の法改正や社会情勢、地域の状況、市民の意向等を踏まえ、現行の「常陸太田市障害者計画」を改定するものです。

2 計画の位置づけ

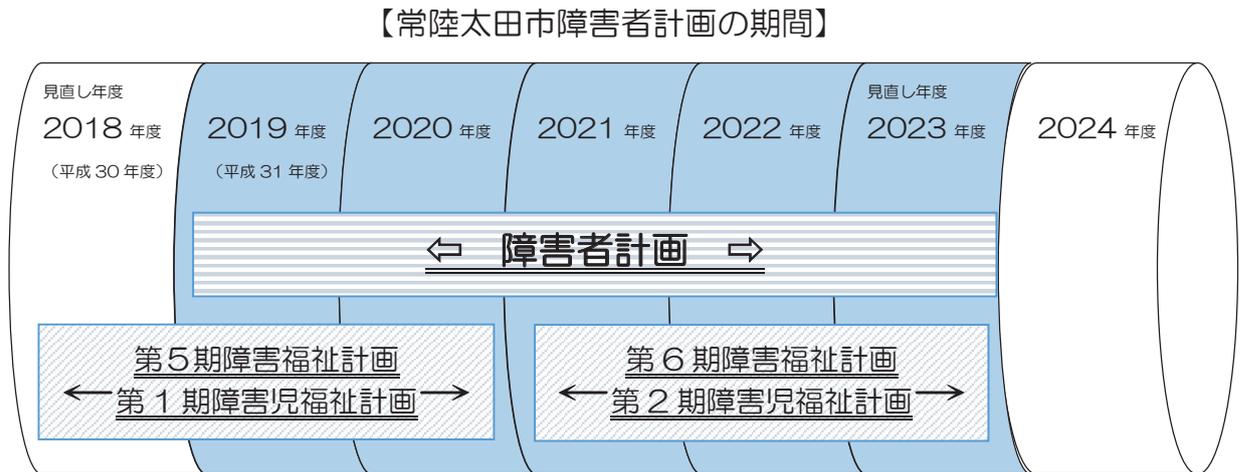
本計画は、障害者基本法第11条第3項の規定に基づき策定する法定計画であり、障がい等のある人のための施策全般について、基本的な理念や方向性を定めるものです。

本市の総合計画、地域福祉計画を上位計画として、保健福祉分野における関連計画（障害福祉計画、障害児福祉計画等）及び国、県の関連計画とも整合を図っていきます。



3 計画の期間

本計画の期間は、2019年度（平成31年度）から2023年度までの5年間とします。



4 計画の対象者

本計画の対象者は、身体障がい、知的障がい、精神障がい、難病等その他の心身の機能に障がい等がある人で、障がい及び社会的障壁により日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある人を対象とし、「障がい等のある人」と表記します。

第2章

障がい等のある人を取り巻く現状

第2章 障がい等のある人を取り巻く現状

1 障がい等のある人の現状

(1) 身体障害者手帳所持者

① 手帳所持者数

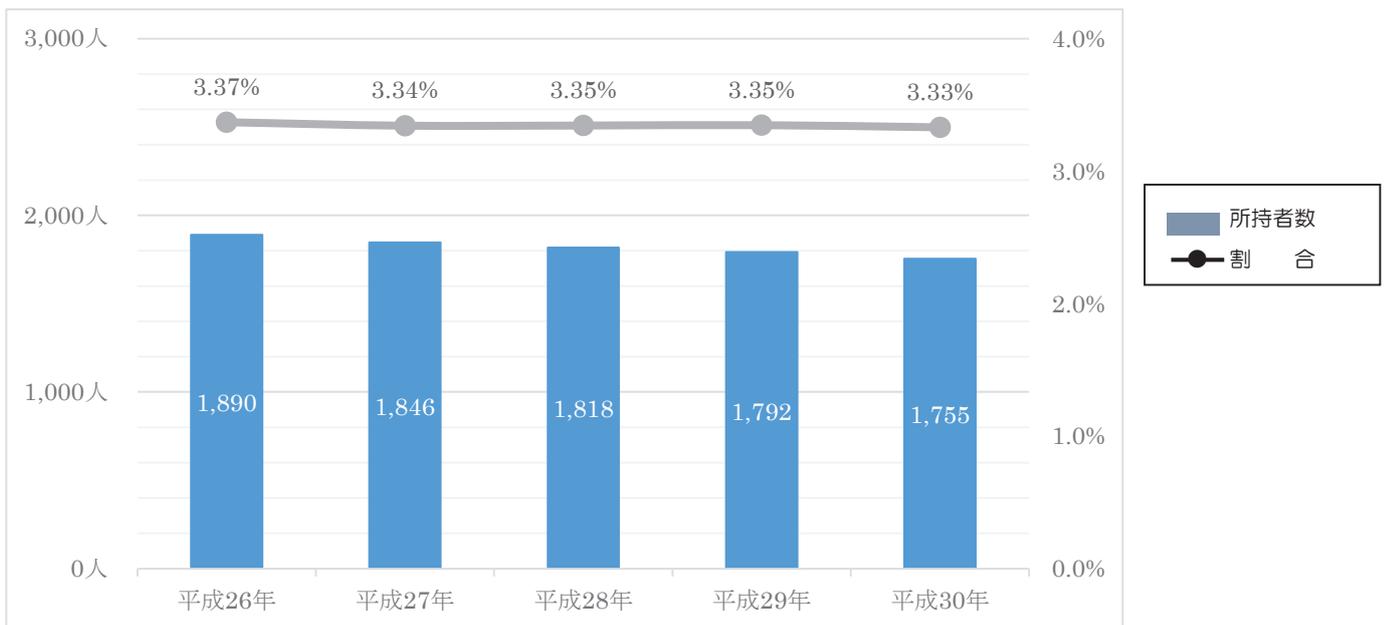
障がいの程度に応じて1級から6級までの手帳が交付されます。

平成30年4月1日現在、本市における身体障害者手帳所持者数は1,755人、総人口に占める割合は3.33%となっています。人口の減少により手帳所持者数は年々減少傾向にあります。人口に占める割合は、ほぼ横ばいの状態が続いています。

■身体障害者手帳所持者数（各年4月1日現在）（単位：人）

区分	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
人口※	56,067	55,194	54,336	53,513	52,666
手帳所持者数	1,890	1,846	1,818	1,792	1,755
割合	3.37%	3.34%	3.35%	3.35%	3.33%

※ 人口：各年4月1日現在の住民基本台帳による（以下、同じ）

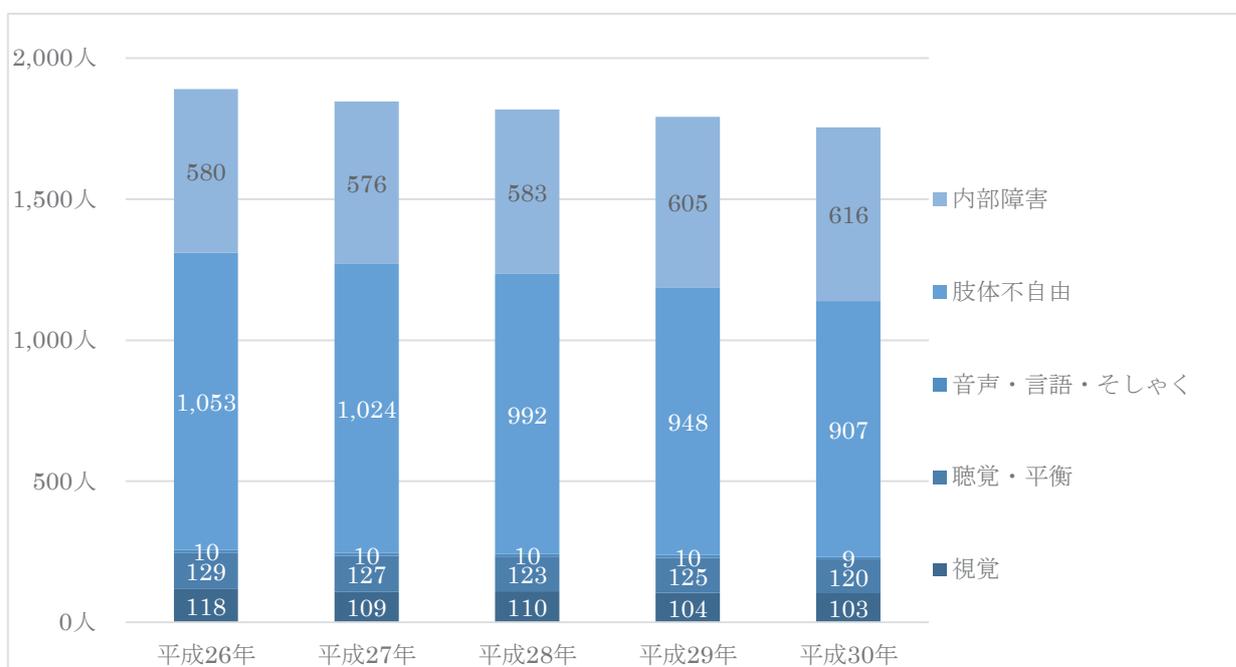


② 主たる障害別

肢体不自由による手帳の所持者が平成30年では51.7%と最も多く、次に内部障害が35.1%となっています。各年において、同様の傾向がみられます。

■身体障害者手帳の障がい別所持状況（各年4月1日現在）（単位：上段 人，下段 構成比）

区 分	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
視 覚	118 (6.2%)	109 (5.9%)	110 (6.1%)	104 (5.8%)	103 (5.9%)
聴覚・平衡	129 (6.8%)	127 (6.9%)	123 (6.8%)	125 (7.0%)	120 (6.8%)
音声・言語・ そしゃく	10 (0.5%)	10 (0.5%)	10 (0.6%)	10 (0.6%)	9 (0.5%)
肢体不自由	1,053 (55.8%)	1,024 (55.5%)	992 (54.4%)	948 (52.8%)	907 (51.7%)
内部障害	580 (30.7%)	576 (31.2%)	583 (32.1%)	605 (33.8%)	616 (35.1%)
合計	1,890	1,846	1,818	1,792	1,755



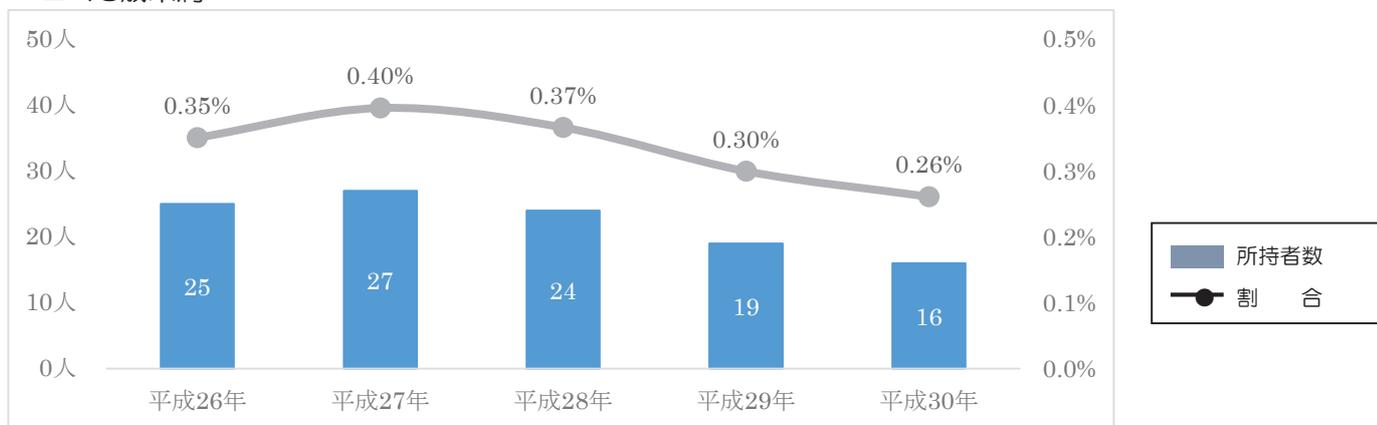
③ 年齢別

平成30年4月1日現在、人口に占める割合は、18歳未満は0.26%、18～64歳は1.64%、65歳以上は6.89%となっています。18歳未満、65歳以上の手帳所持者の割合は、減少傾向にあります。18～64歳は、ほぼ横ばいの状態が続いています。

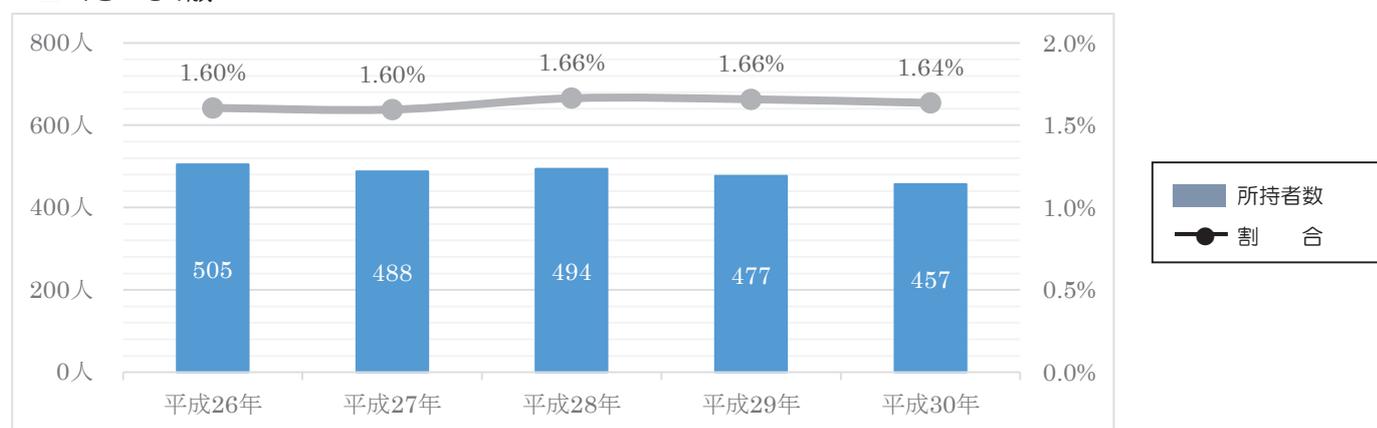
■ 年齢別身体障害者手帳所持者数（各年4月1日現在）（単位：人）

区 分		平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
18歳未満	人 口	7,129	6,824	6,553	6,337	6,126
	手帳保持者数	25	27	24	19	16
	割 合	0.35%	0.40%	0.37%	0.30%	0.26%
18～64歳	人 口	31,467	30,591	29,689	28,773	27,945
	手帳保持者数	505	488	494	477	457
	割 合	1.60%	1.60%	1.66%	1.66%	1.64%
65歳以上	人 口	17,471	17,779	18,094	18,403	18,595
	手帳保持者数	1,360	1,331	1,300	1,296	1,282
	割 合	7.78%	7.49%	7.18%	7.04%	6.89%

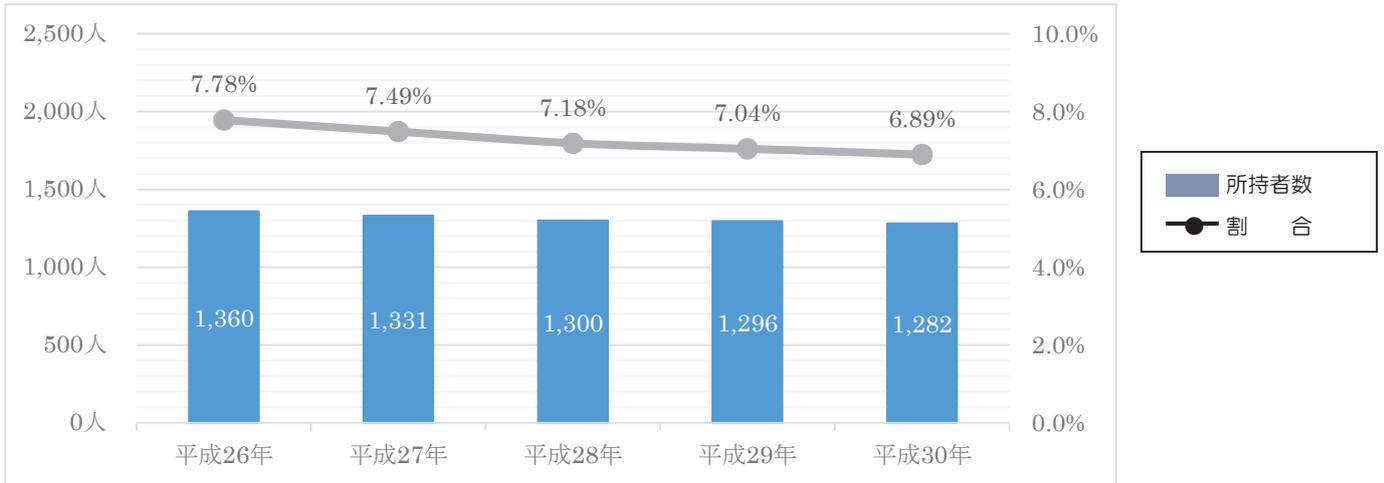
■ 18歳未満



■ 18～64歳



■ 65歳以上



(2) 療育手帳所持者

① 手帳所持者数

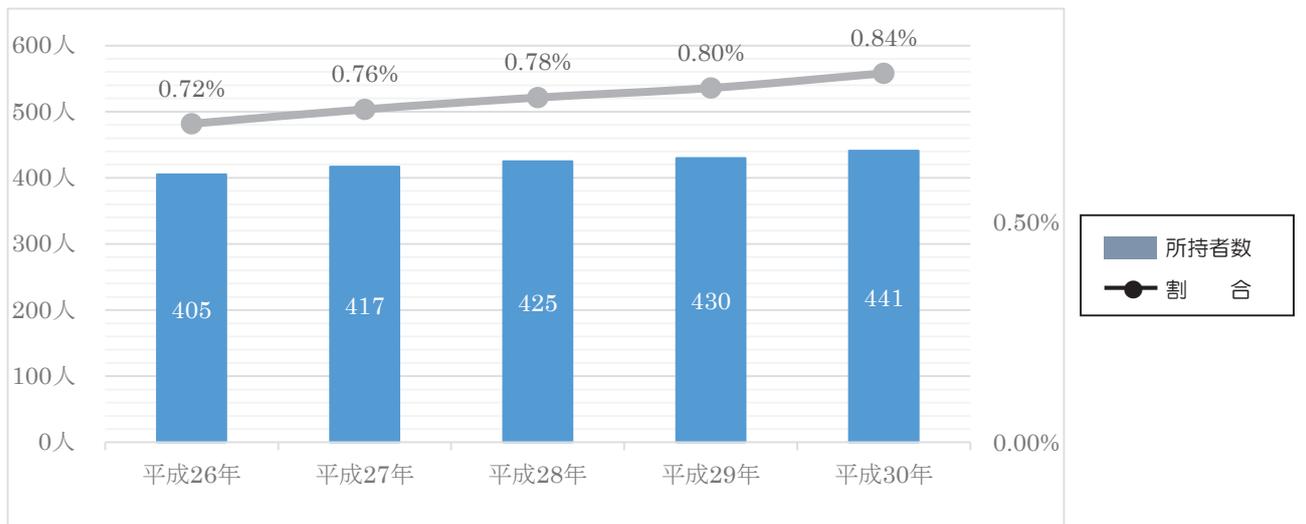
障がいの程度に応じて4段階に区分されます。

平成30年4月1日現在、本市における療育手帳所持者数は、441人、人口に占める割合は0.84%となっており、年々増加傾向にあります。

■療育手帳所持者数（各年4月1日現在）

（単位：人）

区分	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
人口	56,067	55,194	54,336	53,513	52,666
手帳所持者数	405	417	425	430	441
割合	0.72%	0.76%	0.78%	0.80%	0.84%

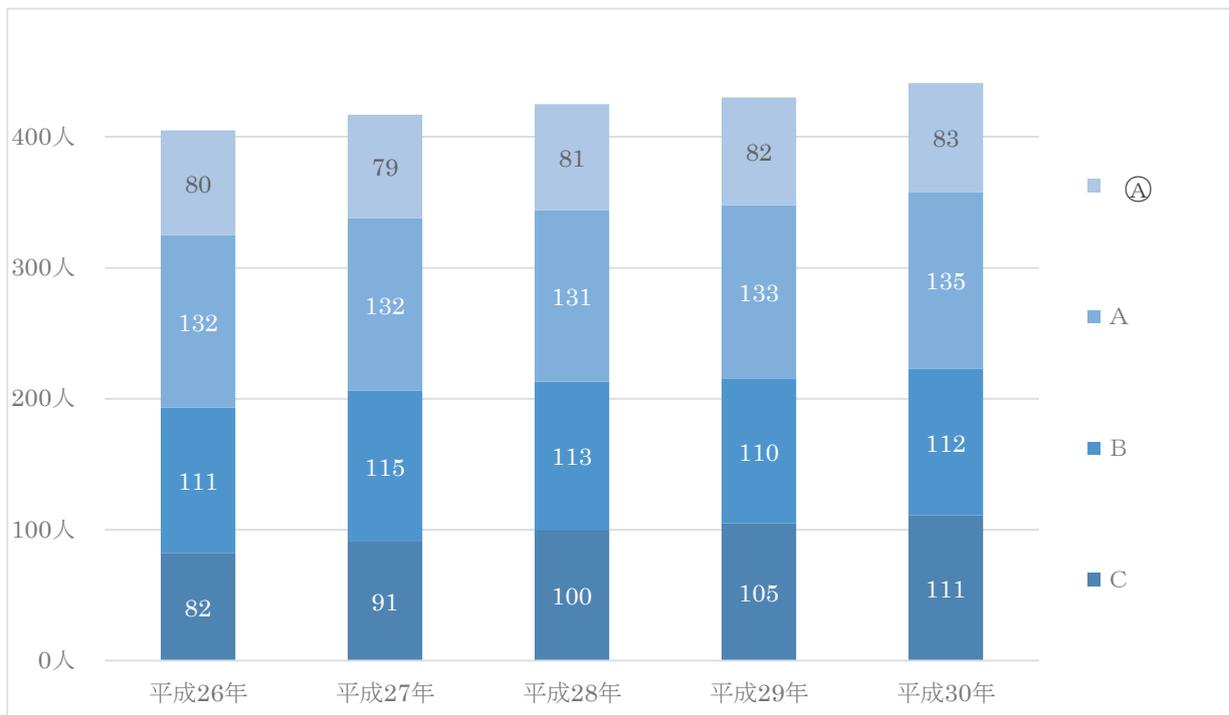


② 程度別

各年ともAが最も多く、平成30年では135人で全体の30.6%となっています。次に、Bが112人で25.4%となっています。

■療育手帳の障がいの程度別の人数（各年4月1日現在）（単位：上段 人，下段 構成比）

区分	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
④ (最重度)	80 (19.8%)	79 (18.9%)	81 (19.1%)	82 (19.1%)	83 (18.8%)
A (重度)	132 (32.6%)	132 (31.7%)	131 (30.8%)	133 (30.9%)	135 (30.6%)
B (中度)	111 (27.4%)	115 (27.6%)	113 (26.6%)	110 (25.6%)	112 (25.4%)
C (軽度)	82 (20.2%)	91 (21.8%)	100 (23.5%)	105 (24.4%)	111 (25.2%)
合計	405	417	425	430	441



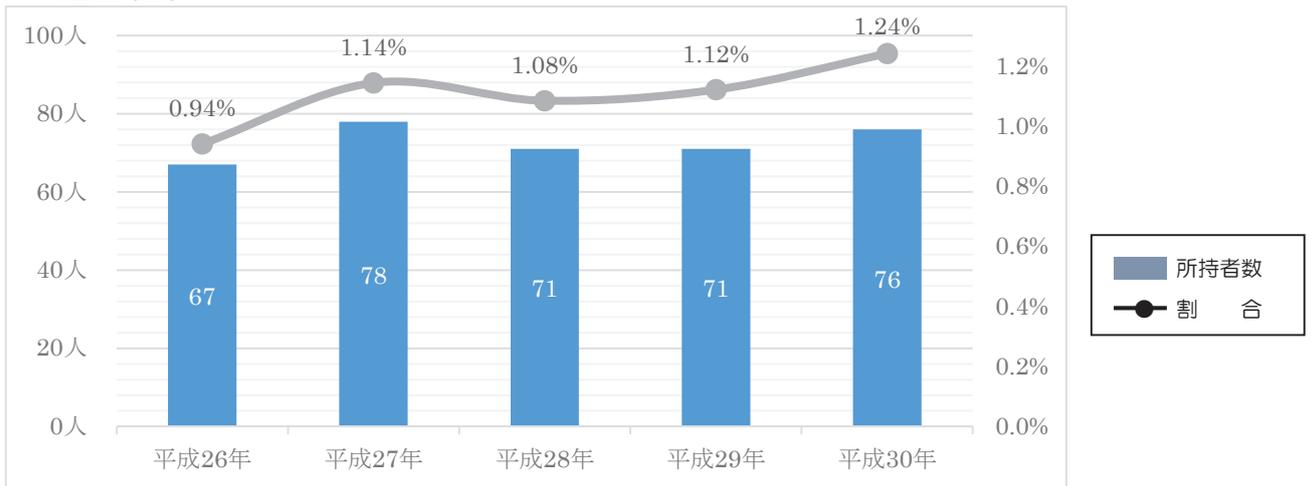
③ 年齢別

平成30年4月1日現在、人口に占める割合は、18歳未満は1.24%、18歳以上は0.78%となっています。手帳所持者の割合は、18歳未満、18歳以上とも増加傾向にあります。

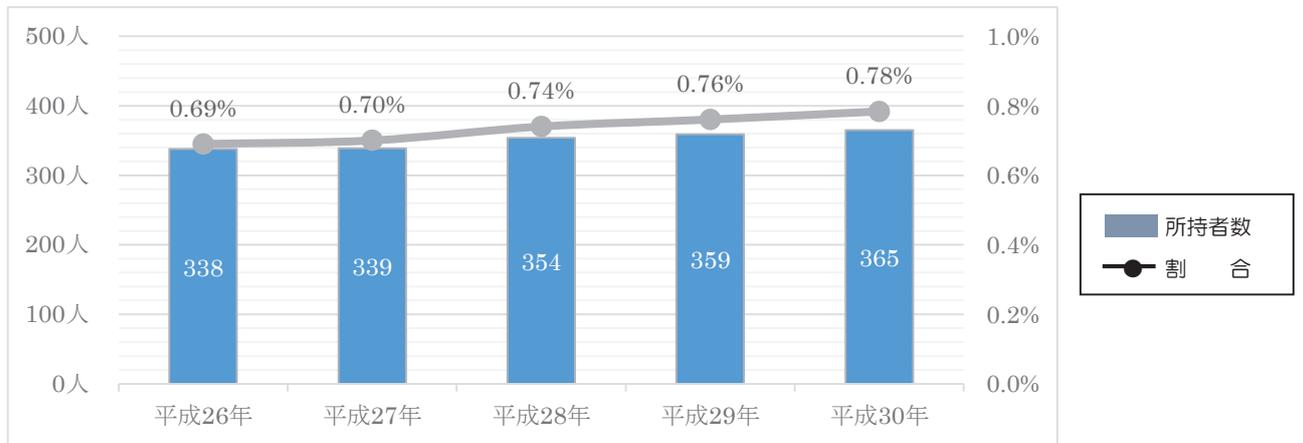
■ 年齢別療育手帳所持者数（各年4月1日現在） (単位：人)

区 分		平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
18歳未満	人 口	7,129	6,824	6,553	6,337	6,126
	手帳保持者数	67	78	71	71	76
	割 合	0.94%	1.14%	1.08%	1.12%	1.24%
18歳以上	人 口	48,938	48,370	47,783	47,176	46,540
	手帳保持者数	338	339	354	359	365
	割 合	0.69%	0.70%	0.74%	0.76%	0.78%

■ 18歳未満



■ 18歳以上



(3) 精神障害者保健福祉手帳所持者

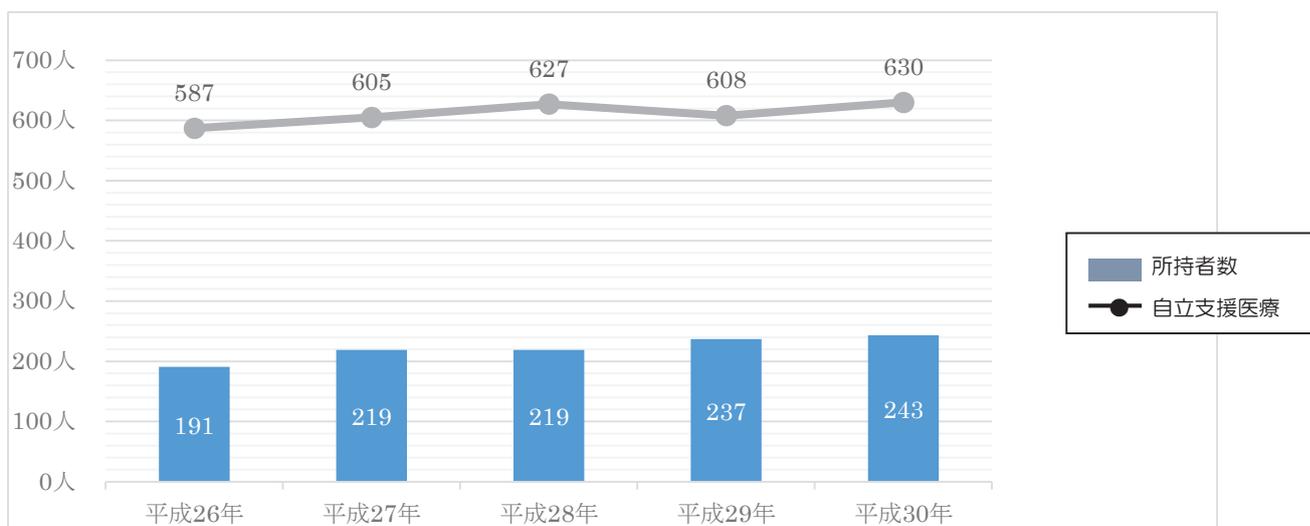
① 手帳所持者数

平成30年4月1日現在、本市における精神障害者保健福祉手帳所持者数は243人であり、自立支援医療受給者は630人となっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者の等級をみると、2級が最も多く全体の62.1%となっています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数・自立支援医療受給者の人数（各年4月1日現在）（単位：人）

区 分	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
人 口	56,067	55,194	54,336	53,513	52,666
精神障害者保健福祉手帳所持者数	191	219	219	237	243
自立支援医療受給者数	587	605	627	608	630



■精神障害者保健福祉手帳所持者数・自立支援医療受給者の人数（単位：上段 人，下段 構成比）

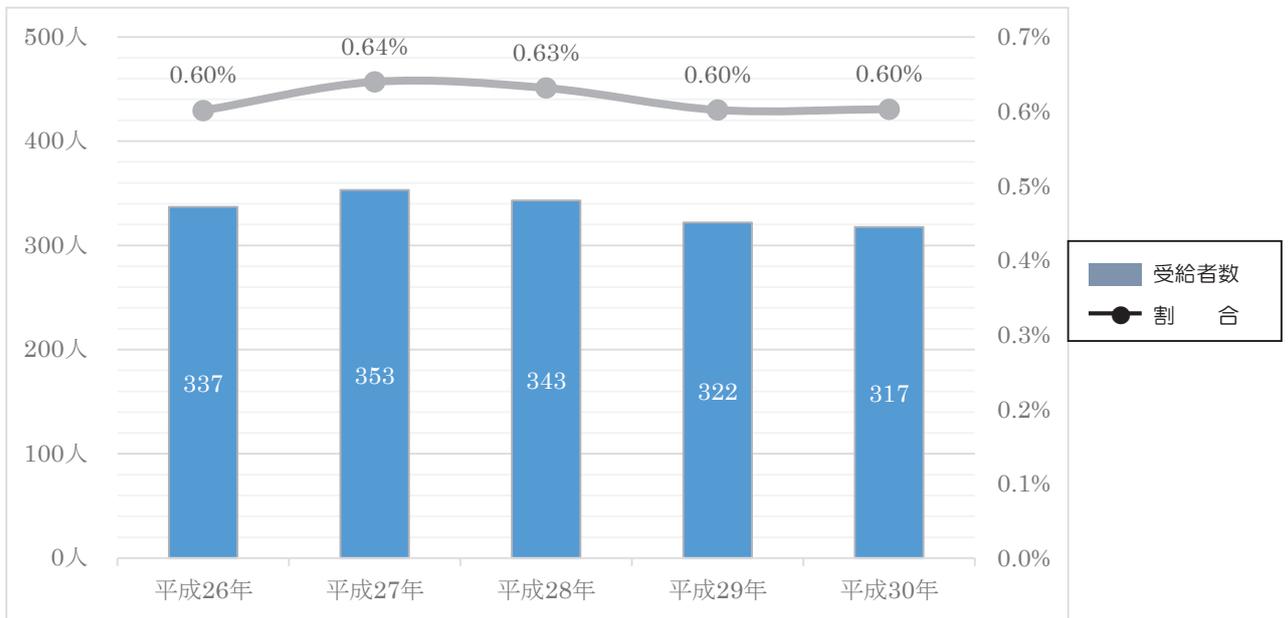
区 分	精神障害者保健福祉手帳所持者				自立支援医療
	1級(重度)	2級(中度)	3級(軽度)	合計	
平成 30 年	27 (11.1%)	151 (62.1%)	65 (26.8%)	243 (100.0%)	630

(4) 難病患者

本市における指定難病特定医療費等の受給者数は、平成30年度末317人（平均伸び率による推計値）の見込みであり、人口に占める割合は、ほぼ横ばいの状態が続いています。

■ 指定難病特定医療費等受給者数（各年度末現在(平成30年度は推計)） (単位:人)

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
人 口	56,067	55,194	54,336	53,513	52,666
受給者数	337	353	343	322	317
割 合	0.60%	0.64%	0.63%	0.60%	0.60%



2 実態調査

(1) アンケート調査の概要

① 調査の目的

本調査は、障害者基本法に基づく「常陸太田市障害者計画」の改定にあたり、障がい等のある人の生活・社会環境の実態、意見や要望等を基礎資料として、計画に反映することを目的とするものです。

② 調査方法

調査は、平成30年11月12日から11月27日にかけて、郵送による配布・回収により実施しました。

③ 調査対象者

市内在住の障害者手帳等所持者の中から、無作為抽出しました。

・身体障害者手帳所持者	604人	
・療育手帳所持者	101人	
・精神障害者保健福祉手帳所持者 及び自立支援医療受給者	214人	
・難病患者	81人	(合計 1,000人)

④ 調査内容

1. ご本人のことについて
2. 日頃の生活について
3. あなたの暮らしについて
4. あなたの仕事について
5. 社会参加、余暇活動について
6. 災害時の対応について
7. 情報の入手方法について
8. 権利擁護について
9. 将来について

⑤ 回収の状況

発送者 1,000 人に対し、563 人（56.3%）から回答を得ました。

回答者の障害者手帳等の所持状況は以下のとおりです。

（重複して手帳を所持している場合は、各々で計上しています。）

・身体障害者手帳所持者	389 人
・療育手帳所持者	59 人
・精神障害者保健福祉手帳所持者 及び自立支援医療受給者	122 人
・難病患者	60 人

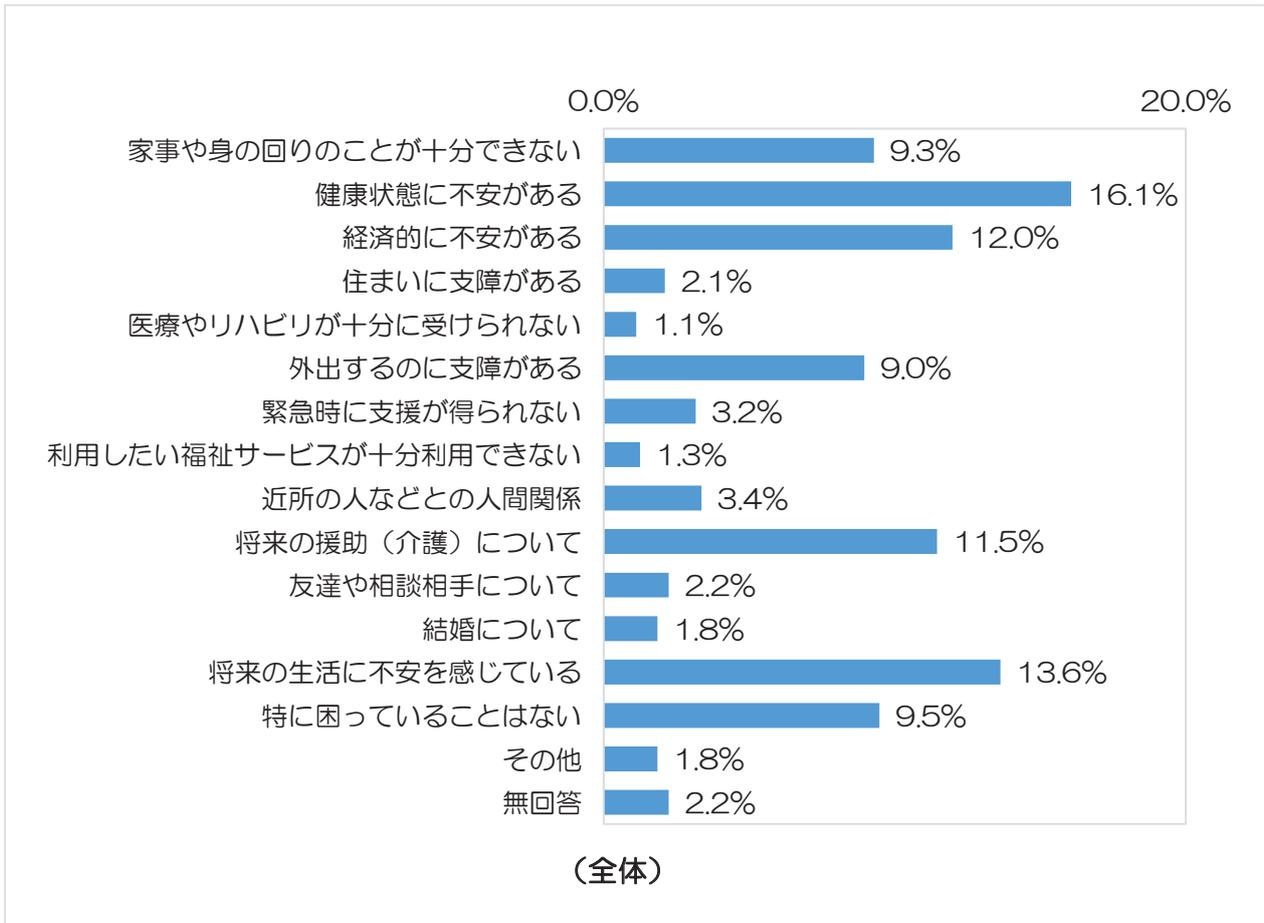
【注意事項】

- ・原則として、その項目に対しての有効回答数を母数とし比率を算出しています。
- ・割合については、選択肢ごとに小数点第 2 位で四捨五入をしているため、合計が 100%にならない場合があります。
- ・障がい種別での集計については、複数の障がい等がある場合、各々で計上しているため、合計が実回答者数（563 人）を超えることがあります。複数回答の場合も同様です。
- ・「その他」を選択し、記述による回答、意見についても内容を精査し、施策を進めていきます。今回の集計の中では、便宜上「その他」として計上しています。

(2) アンケート集計結果（一部抜粋）

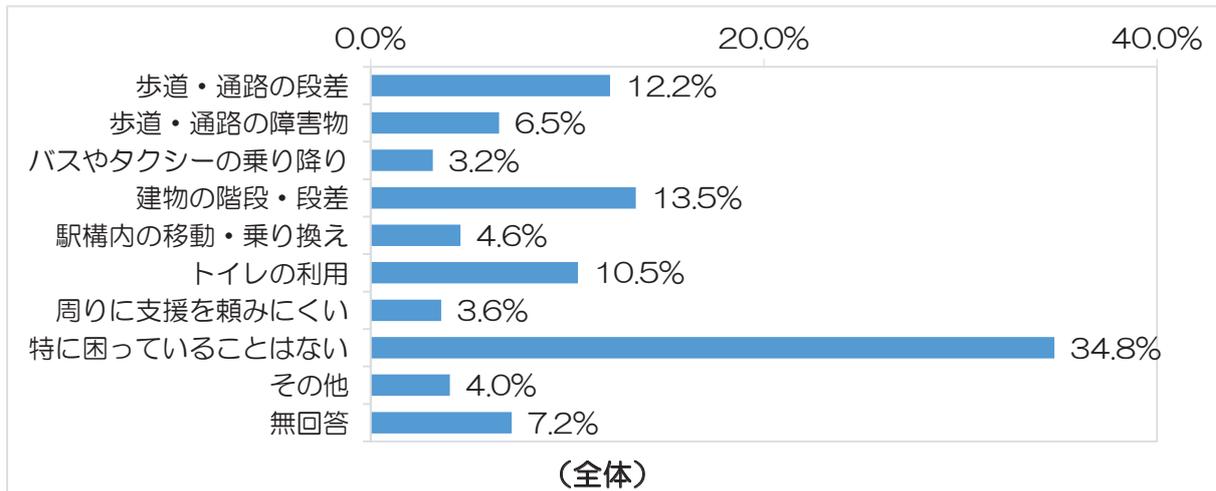
■ 生活するうえで困っていることがありますか。

生活するうえでの困りごとは、全体では「健康状態に不安がある」が16.1%と最も多く、次いで、「将来の生活に不安を感じている」が13.6%となっています。



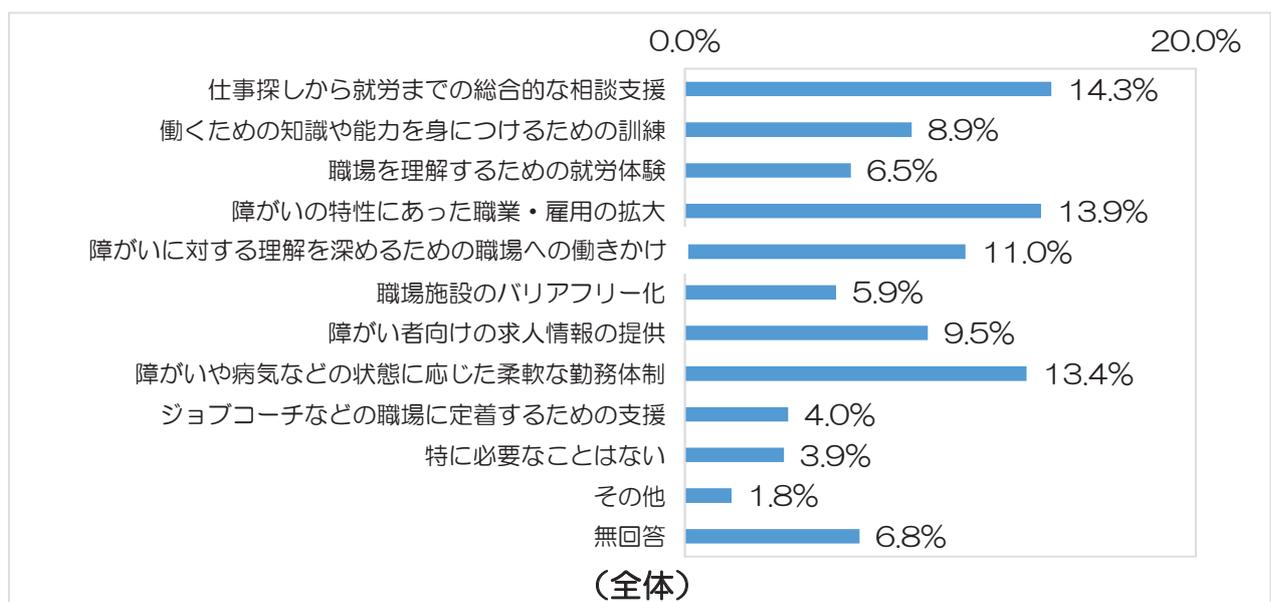
■ 外出するときに困っていることがありますか。

外出するときに困っていることは、「特に困っていることはない」が34.8%と最も多く、次いで「建物の階段・段差」が13.5%、「歩道・通路の段差」が12.2%となっています。



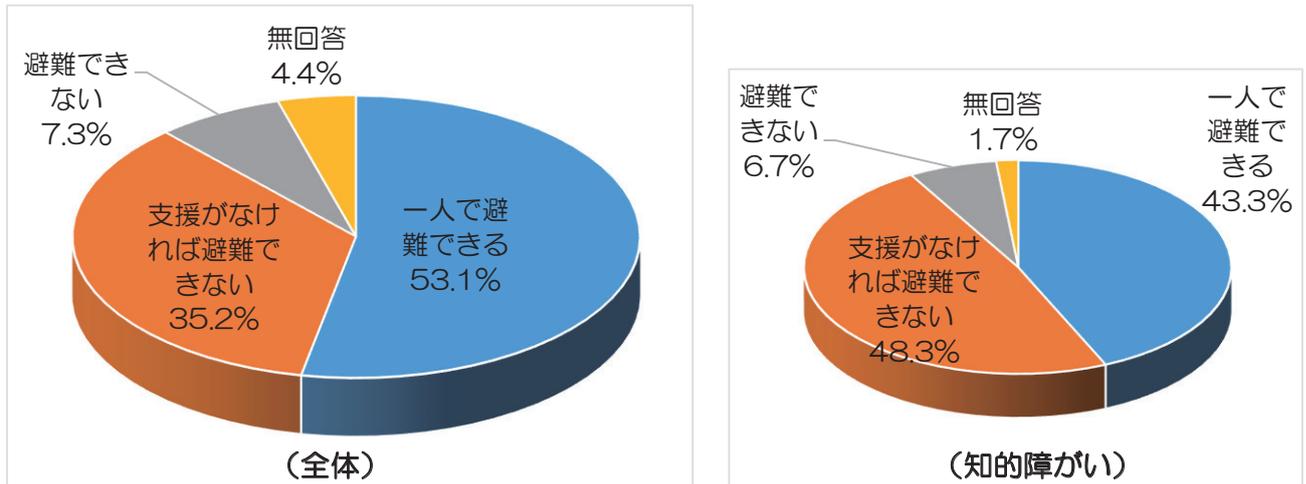
■ 障がい等のある人が、企業などで働くためにはどのような支援が必要だと思いますか。

働くための支援としては、「仕事探しから就労までの総合的な相談支援」が14.3%、次いで「障がいの特性にあった職業・雇用の拡大」が13.9%となっています。



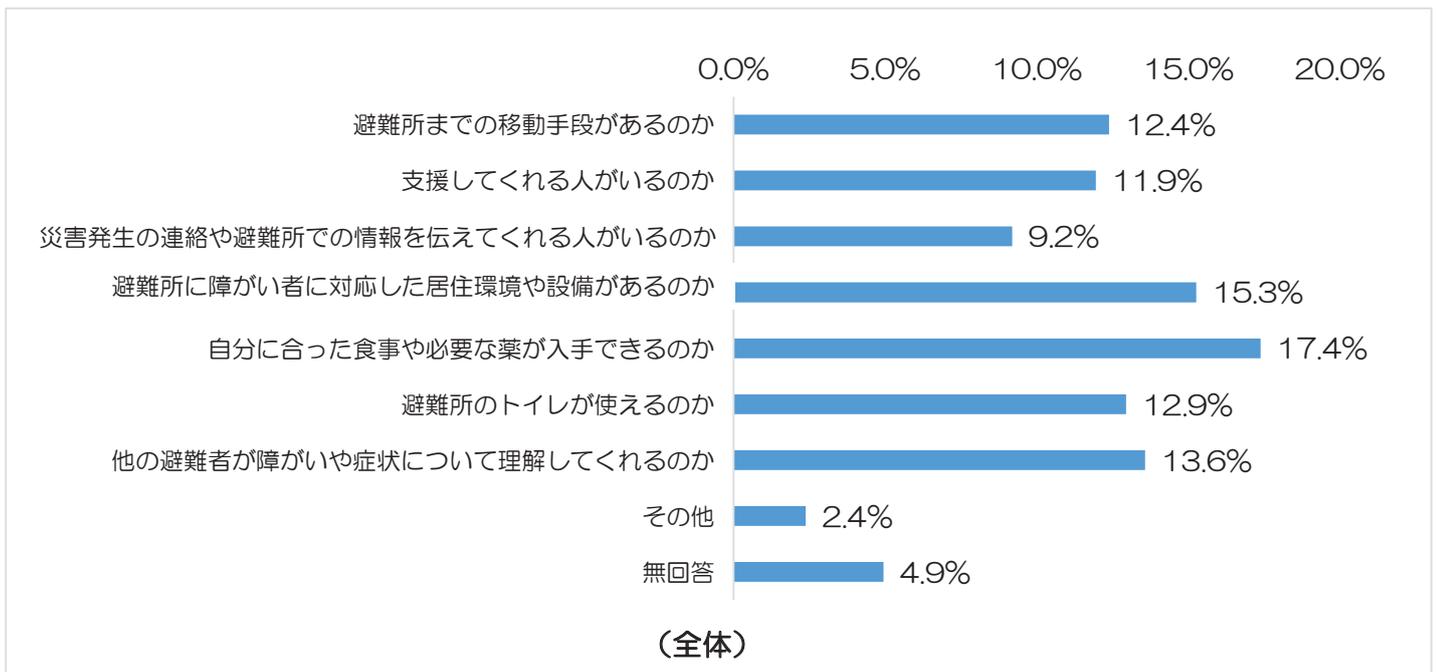
■ ご本人は災害が起こったとき避難できますか。

「一人で避難できる」が、53.1%、「支援がなければ避難できない」が35.2%となっています。障がい別にみると、知的障がいでは、「支援がなければ避難できない」の割合が多く、48.3%となっています。



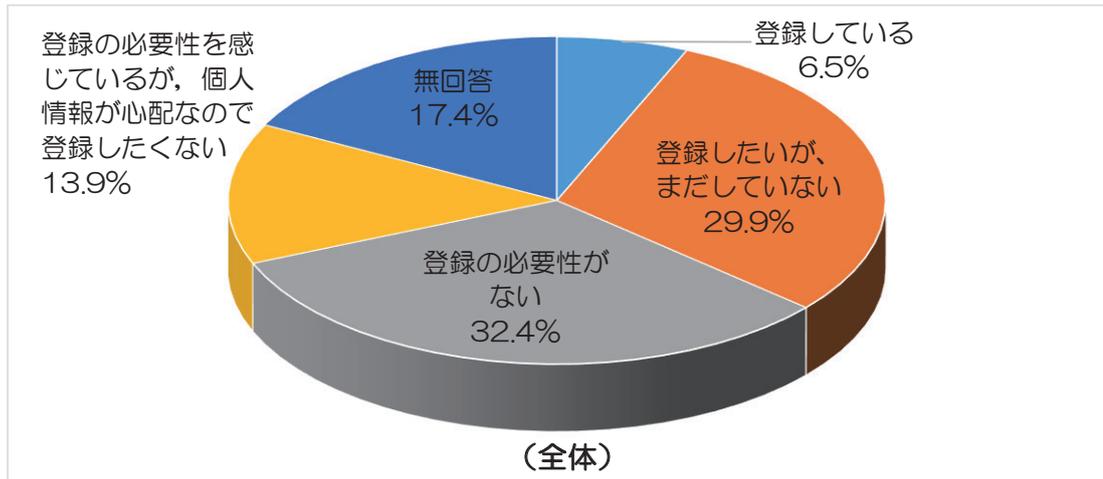
■ 災害発生時や避難所での生活で不安に思うことはありますか。

災害発生時や避難所での生活で不安に思うことは、「自分に合った食事や必要な薬が入手できるのか」が17.4%、「避難所に障がい者に対応した居住環境や設備があるのか」が15.3%となっています。



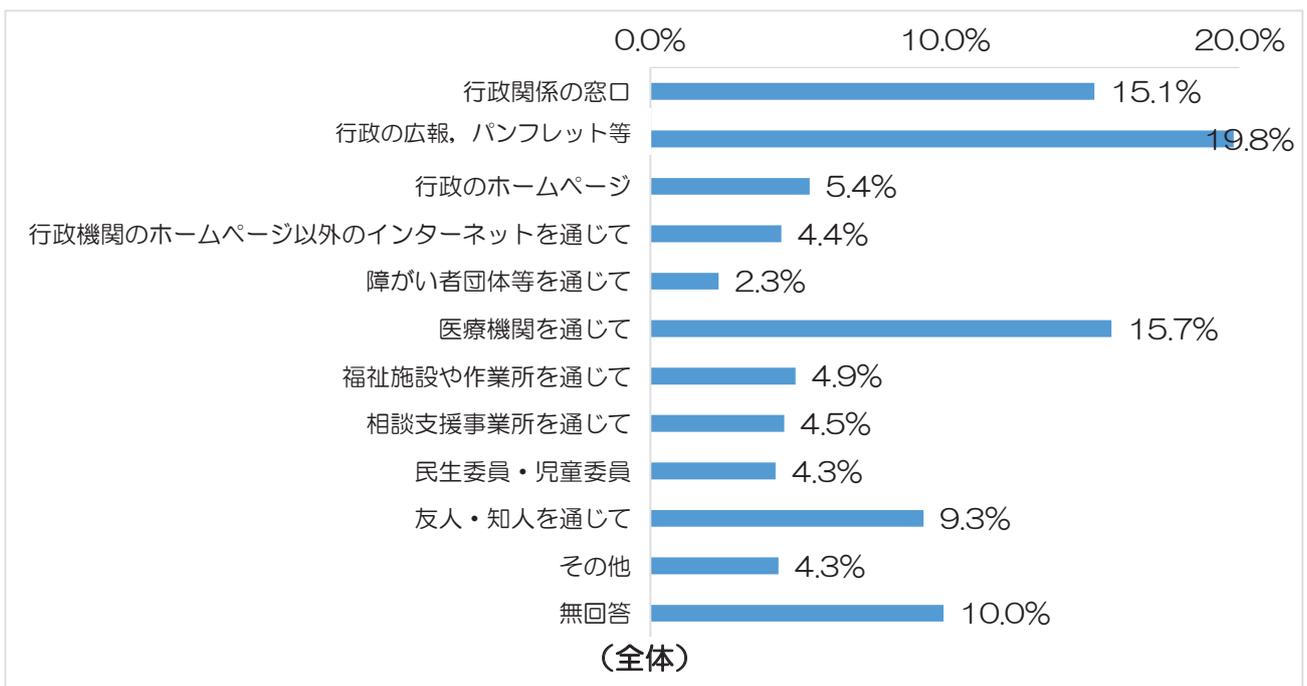
■ ご本人は「避難行動要支援者名簿」に登録していますか。

「避難行動要支援者名簿」への登録状況は、「登録の必要性がない」が32.4%、「登録したいがまだしていない」が29.9%、「登録の必要性を感じているが、個人情報心配なので登録したくない」が13.9%、「登録している」が6.5%となっています。



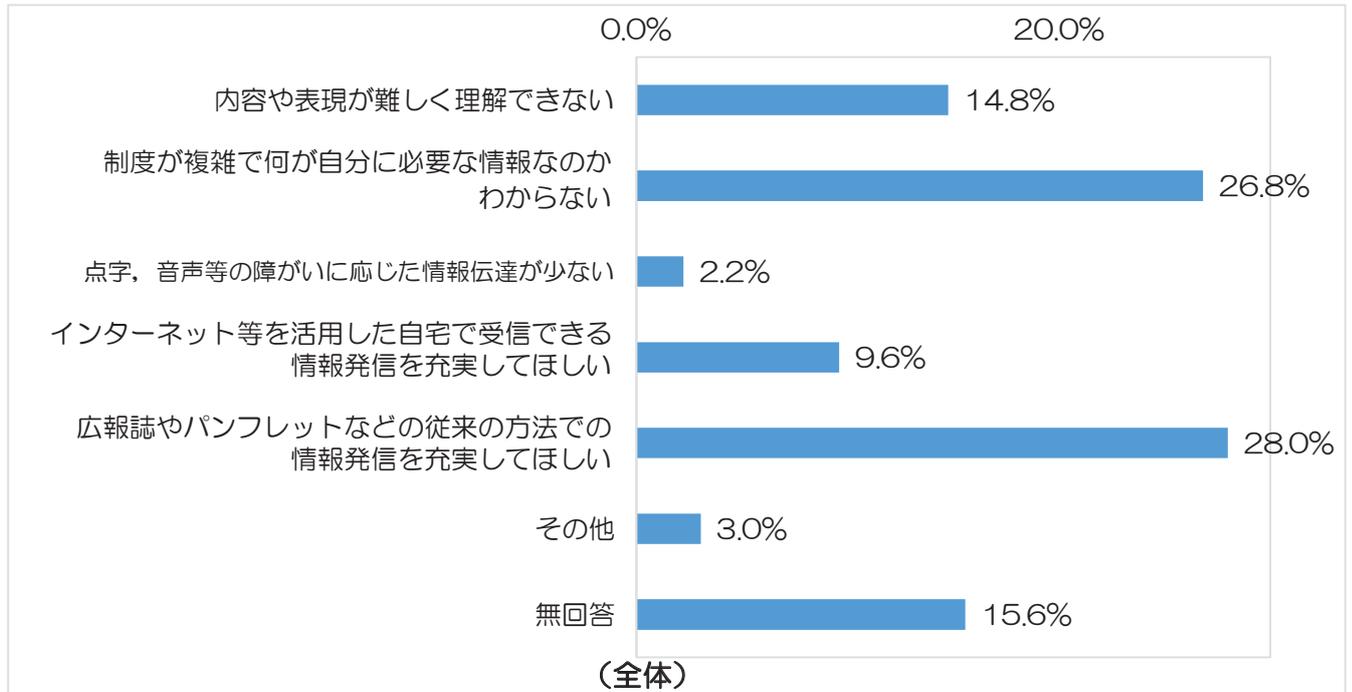
■ どのように情報を調べていますか。

情報の入手方法については、「行政の広報、パンフレット等」が19.8%と多く、次いで「医療機関を通じて」が15.7%となっています。



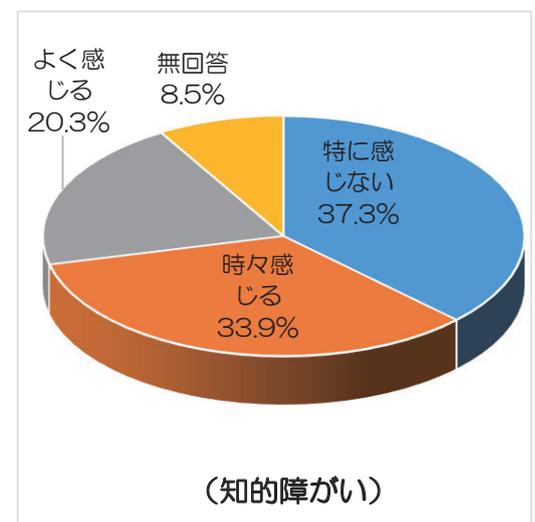
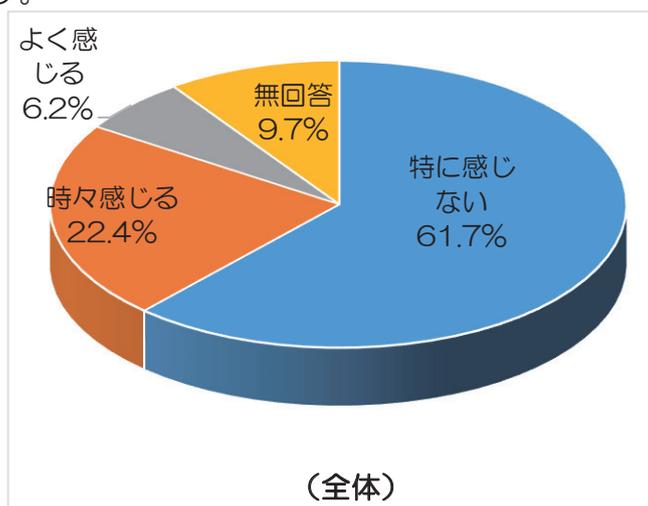
■ 現在の障害福祉の情報提供についてどのように思いますか。

「広報誌やパンフレットなどの従来の方での情報発信を充実してほしい」が28.0%と最も多く、次いで「制度が複雑で何が自分に必要な情報なのかわからない」が26.8%となっています。



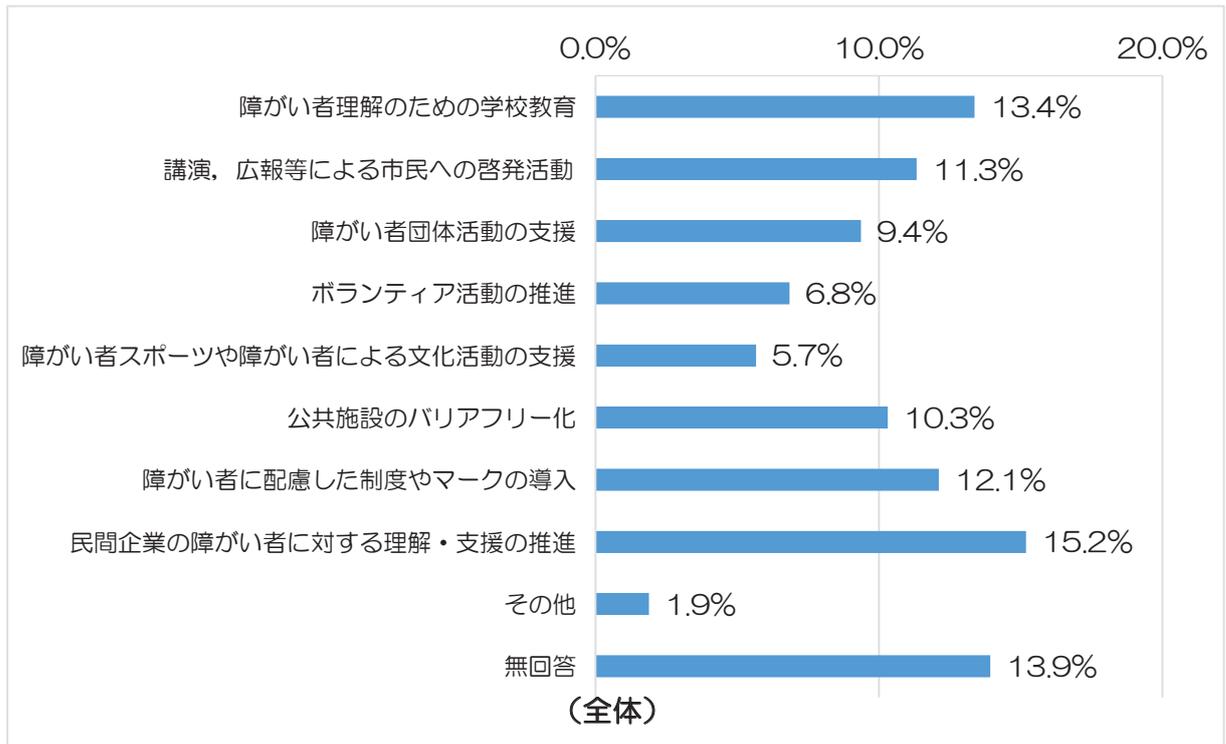
■ 障害等を理由に差別されたと感じたことはありますか。

全体では「特に感じない」が61.7%となっていますが、障がい別にみると、知的障がいでは、「よく感じる」「時々感じる」を合わせると、54.2%となっています。



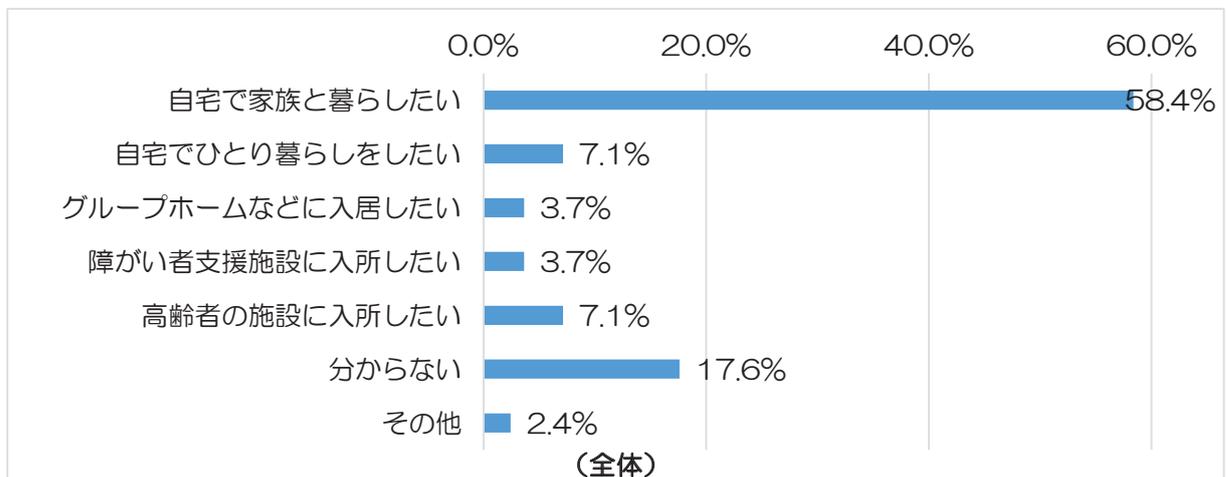
- 障がい等に対する地域の理解を深めるために、行政はどのようなことに取り組む必要があると思いますか。

地域の理解を深めるための行政の取り組みについては、「民間企業の障がい者に対する理解・支援の推進」が 15.2%で、次いで「障がい者理解のための学校教育」が 13.4%となっています。



- 将来どのように暮らしたいと思いますか。

将来の暮らしについては、「自宅で家族と暮らしたい」が 58.4%と最も多くなっています。



(3) 福祉会ヒアリング、事業所アンケートの概要

① 福祉会ヒアリング

市内福祉会（常陸太田市身体障害者福祉会（主に身体障がいのある人）、常陸太田市手をつなぐ育成会（主に知的障がいのある人や家族）、常陸太田地方家族会（主に精神障がいのある人や家族））に対して、各福祉会の現状や課題、福祉施策に対する意見等について、ヒアリング調査を実施しました。

ヒアリングの結果、主に次の事項に対して意見や要望がありました。

- ・ 会員数の減少や高齢化
- ・ 地域との交流の場の提供やイベントの実施
- ・ 学校での障がいに対する学習機会の提供
- ・ 職場の理解促進
- ・ 相談支援の充実や分かりやすい情報発信
- ・ 外出先でのトイレの利用、段差の解消
- ・ 災害時の避難の手段や避難所の設備

② 市内事業所アンケート

市内の障害福祉サービス事業所 12 事業所を対象に実施し、11 事業所から回答を得ました。各事業所からは、中核的な相談窓口の設置や的確な情報提供に対する意見が多くありました。

第3章

計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

障がい等のある人がその有する能力及び特性に応じて、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた適切なサービスの提供体制を確保し、福祉の増進を図るとともに、障がい等のある人もない人も住み慣れた地域で安心して暮らすことができる社会を実現する必要があります。

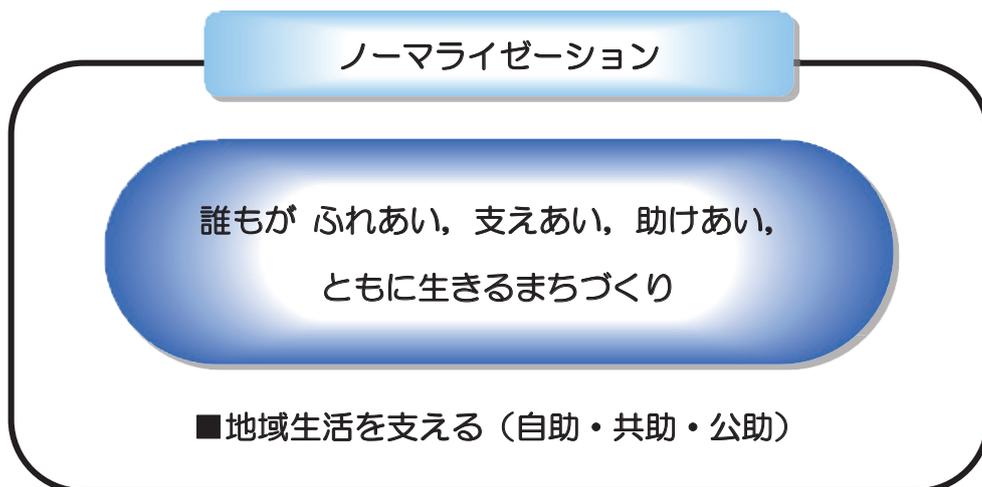
そのため、障がい等のある人の自立と社会参加を促進するため、自助・共助・公助の考えに基づく、地域における支援体制の整備が重要であり、障がい等のある人自らが暮らし方等を選択し決定することを尊重し、支援していくことが大切です。

ノーマライゼーションの理念を踏まえ、地域社会で生活するすべての人がお互いに支え合い、助け合える共生の社会の実現を目指し、

「誰もが ふれあい、支えあい、助けあい、ともに生きるまちづくり」

を基本理念とし、施策を推進していきます。

【基本理念】



ノーマライゼーション（障がい等のある人が地域社会の中で、障がい等のない人と同じように社会の一員として生活を営み、行動できることが本来の社会のあり方であるという考え方）の理念のもと、共生の社会の実現を目指します。

2 計画の重点目標

基本理念を実現するために、次の5つの重点目標を設定します。

重点目標1	障がい等に対する理解を一層深めます
--------------	--------------------------

障がい等に対する理解を深めるため、啓発活動を推進すると共に、「障害者差別解消法」や「障害者虐待防止法」等を踏まえ、差別の解消や虐待防止、合理的配慮の提供に努めます。

重点目標2	地域生活支援の充実に努めます
--------------	-----------------------

障がい等のある人が住み慣れた地域で安心した生活が送れるよう、個々の状況や多様なニーズに対応した障害福祉サービス等の提供に努め、医療機関や事業所等関係機関との連携を強化し、地域生活への支援を充実させ、さらには、将来を見据えた家庭環境の構築への支援に努めます。

重点目標3	障がい等のある人の社会参加を促進します
--------------	----------------------------

障がい等のある人の自立した地域生活を促進するため、働く意欲を尊重し、就労に向けた支援を実施します。

また、スポーツや生涯学習活動に参加することで、生きがいや社会参加への意欲を増進し、豊かな生活が送れるよう支援します。

重点目標4

個性に応じた療育・保育・教育を充実します

障がい等のある子どもが早期に必要な支援が受けられるよう関係機関との連携を強化し、支援体制の整備を推進すると共に、障がいの特性や状況に応じた療育・保育・教育体制の整備を推進します。

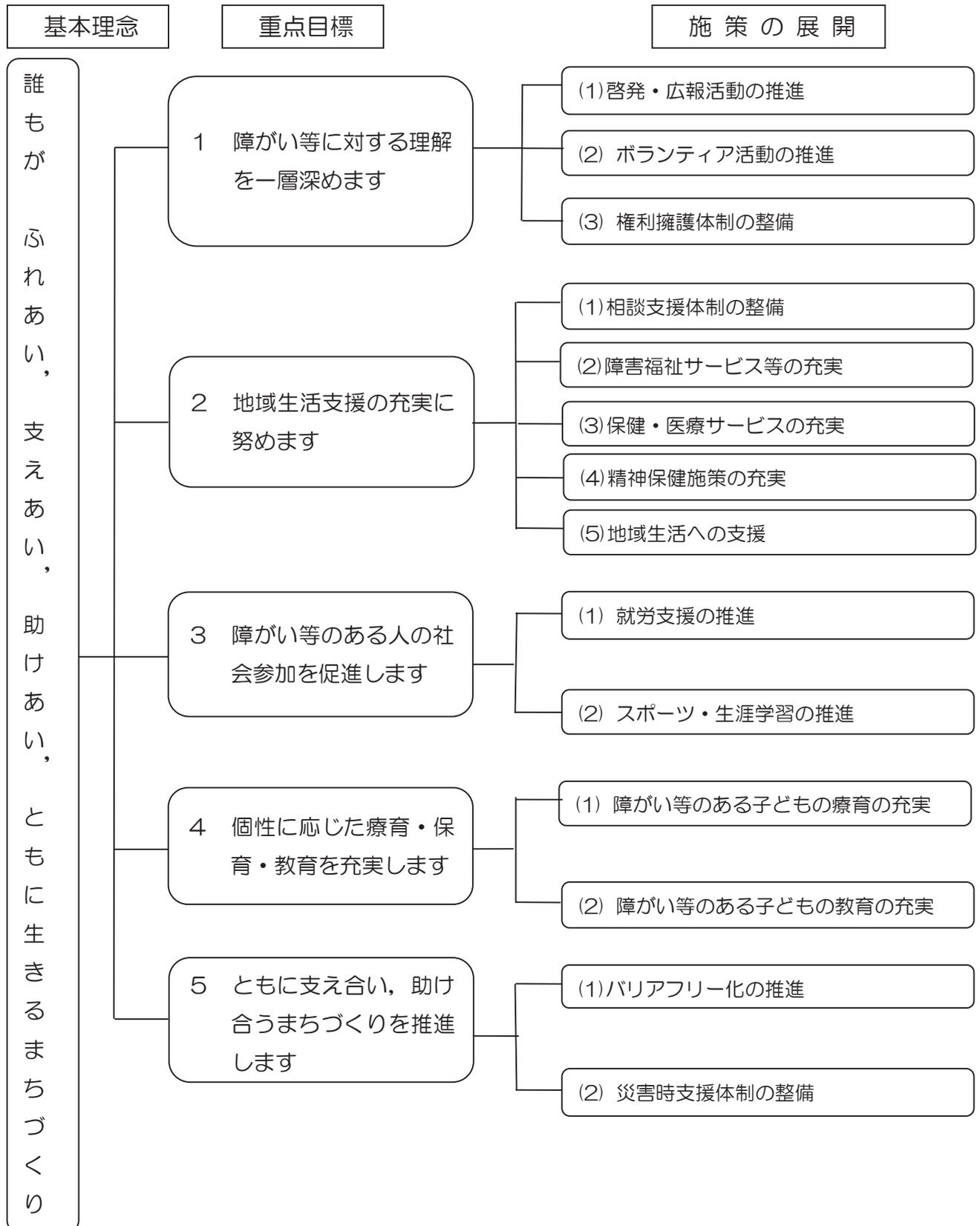
重点目標5

ともに支え合い、助け合うまちづくりを推進します

バリアフリーやユニバーサルデザインの観点から、誰もが利用しやすい環境の整備に努め、障がい等のある人の安心・安全な地域生活を推進します。

また、災害時に支援が必要な人の状況把握や地域との連携強化等防災体制の充実を推進します。

3 施策の体系



第4章

施策の展開

第4章 施策の展開

重点目標1 障がい等に対する理解を一層深めます

(1) 啓発・広報活動の推進

【これまでの取り組み】

障がい等のある人が安心して地域生活を営むためには、地域の人々の理解を深めていくことが必要です。障害者差別解消法の施行も踏まえ、障がい等のある人が差別や偏見を受けないよう障がい等に対する理解の啓発に努める必要があります。

障がい等に関する分かり易い情報発信のため、市ホームページにおいて、障がい福祉専用ページを開設しました。また、障害福祉サービス事業所による道の駅ひたちおおたでの物品販売や、福祉まつりへの参加を通して、地域住民との交流を図り、障がい等に対する市民の正しい理解の普及に努めてきました。

アンケート調査では、「差別されたと感じたこと」について、全体では、「特に感じない」と回答した人が約6割であるのに対し、知的障がいでは、「よく感じる」又は「時々感じる」と回答した人が、5割以上と高くなっています。

市福祉会との意見交換では、地域の理解を深めるため、地域と交流するイベント等の実施を希望する意見がありました。

【施策の展開】

施策	内容
啓発広報活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> 市ホームページ、広報誌、パンフレット等を活用し、障がい等に対する理解やノーマライゼーションの理念の啓発活動を推進します。 「障害者週間（12月3日から9日）」に併せ、効果的な活動を推進します。
地域交流の推進	<ul style="list-style-type: none"> 障害福祉サービス事業所による物品販売の機会を提供すると共に、地域のイベント等を活用し、地域との交流を推進します。 保育所（園）、幼稚園、学校、福祉施設等の相互交流を推進します。

(2) ボランティア活動の推進

【これまでの取り組み】

障がい等のある人が地域において生き生きと暮らすために、さまざまな活動を支援するボランティアの活動が大きき力となります。

市では、聴覚障がいにより情報の取得が困難な人との交流活動の促進、広報活動の支援者として、手話奉仕員の養成講座を実施してきました。

また、市福祉会（身体障害者福祉会、手をつなぐ育成会、地方家族会）の活動を支援してきました。

市福祉会との意見交換では、会員の高齢化により、会員同士の支援も困難になってきているとの意見がありました。

【施策の展開】

施 策	内 容
ボランティア活動への参加の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアに対する理解を深め、活動内容を広く周知するための研修会の実施等啓発活動を推進します。 ・社会福祉協議会の活動や地域住民が主体的に参加できるような環境を整備し、ボランティア活動への参加を促進します。
ボランティアの養成	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障がい・聴覚障がいのある人への情報提供の充実のため、点訳や録音、手話や要約筆記ボランティアの養成を強化します。
市福祉会への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・市福祉会の活動の場の確保や自主活動を支援します。 ・市福祉会の活動を広く周知し、会員の加入拡大を推進します。

(3) 権利擁護体制の整備

【これまでの取り組み】

障がい等のある人が地域で安心して生活するために、「障害者差別解消法」や「障害者虐待防止法」を踏まえ、差別の解消や虐待の防止に必要な施策を実施する必要があります。

市では、「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する市職員対応要領」を作成し、多岐にわたる障がいに応じた適切な支援に努めてきました。また、差別解消法に伴う合理的配慮についての研修会の実施や成年後見制度の周知等に取り組んできました。

引き続き、障害のある人もない人も、共に豊かに暮らせる共生社会の実現が求められています。

アンケート調査では、「地域の理解を深めるために行政が取り組むべきこと」について、「民間企業の障がい者に対する理解・支援の推進」や「障がい者理解のための学校教育」という意見が多くありました。

市福祉会との意見交換では、教育現場における児童・生徒への啓発の必要性について意見がありました。

【施策の展開】

施策	内容
権利擁護事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・自己の意思表示が困難な人の権利擁護（成年後見制度の利用促進等）に努めます。 ・人権擁護委員協議会の取り組み「高齢者・障がい者の人権を守る啓発活動」を推進します。 ・社会福祉協議会と連携し、日常生活自立支援事業の利用を推進します。
差別の解消と虐待防止の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・自立支援協議会や社会福祉協議会等の関係機関と連携し、差別の解消に向けた取り組みや虐待の未然防止、早期発見、迅速な対応ができるよう体制の整備に努めます。
福祉教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会と連携し、教職員との情報交換によりお互いの理解を深め、福祉教育を積極的に推進します。

重点目標2 地域生活支援の充実に努めます

（1）相談支援体制の整備

【これまでの取り組み】

障がい等のある人が障がい等の状況や生活環境に応じて、身近なところで相談できる体制を整備することが必要です。

また、必要な人が必要な情報を的確に入手できるよう、分かりやすい情報提供の体制を整備することが必要です。

市では、社会福祉協議会や障害福祉サービス事業所等との連携により、相談支援体制の整備を推進してきました。

アンケート調査では、「情報の入手方法」について、「行政の広報、パンフレット等」「医療機関を通じて」「行政関係の窓口」という意見が多くありました。

また、「情報提供」について「広報誌やパンフレット等の従来の方法での情報発信を充実してほしい」「制度が複雑で、何が自分に必要な情報かわからない」という意見が多くありました。

【施策の展開】

施策	内容
相談支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・自立支援協議会を中心に、社会福祉協議会や障害福祉サービス事業所等との連携を強化し、さらには、身体障害者相談員、知的障害者相談員、精神障害者相談員の協力を得ながら、身近な地域で気軽に相談ができるよう相談支援体制の充実を図ります。 ・県や近隣市町村とも連携しながら多様化する障がいニーズに適切に対応できるよう体制の整備を図ります。
分かりやすい情報の発信	<ul style="list-style-type: none"> ・いつでも情報が入手できるように市ホームページの充実を図ると共に、広報誌やパンフレットを活用し、分かりやすい情報の発信に努めます。

(2) 障害福祉サービス等の充実

【これまでの取り組み】

住み慣れた地域で安心した生活を送るためには、必要な人が的確に利用できるよう障害福祉サービスの提供体制の確保が必要です。

平成30年3月に第5期障害福祉計画、第1期障害児福祉計画を策定し、障害福祉サービスの提供体制の確保に努めてきました。

今後も、より一層の提供体制の充実が求められています。

【施策の展開】

施策	内容
自立支援給付（訪問・日中活動・居住系サービス、相談支援、自立支援医療、補装具費）の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者総合支援法に基づいて実施される障害福祉サービスを適切かつ効率的に提供できるようにサービスの充実を図ります。
地域生活支援事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい等のある人の日常生活及び社会生活の自立のための支援を行います。
障がい児支援（障害児通所支援、障害児相談支援）の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法に基づいて実施される障がい児へのサービスの充実を図ります。
地域福祉の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉サービスを必要とする人が、安心な生活を送れるよう、やさしい福祉のまちづくりを推進します。

(3) 保健・医療サービスの充実

【これまでの取り組み】

地域で充実した生活を送るためには、健康の維持・増進が不可欠です。市では、健康づくり推進課を中心に、各種健診事業を実施するとともに、栄養指導や運動指導等の健康教育や健康相談を実施しています。

また、障がい等のある人が安心して医療を受けられるよう医療費の負担軽減に努めてきました。

アンケート調査では、「生活するうえでの困りごと」について、「健康状態に不安がある」という意見が最も多くみられました。

【施策の展開】

施策	内容
医療体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいの特性に合った医療を受けられるよう医療機関との連携強化を推進します。 ・現在の障がいの軽減が図られるよう、リハビリテーションの充実を推進します。
自立支援医療、通院通所交通費助成制度の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な人が適切に利用できるよう、自立支援医療（更生医療、育成医療、精神通院）の周知を図ります。 ・一定の要件に該当する重度の障がいのある人が、通院等でタクシーを利用する場合の費用の一部を助成します。
健康づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいの原因となる疾病、合併症予防のため、健康づくり推進課を中心に、各種健診や健康指導等の充実を推進します。

(4) 精神保健施策の充実

【これまでの取り組み】

精神障がいのある人が地域で安心して生活できるよう、医療・福祉・介護・住まい等包括的な支援が求められています。

市では、心に悩みを持つ人が身近なところで専門的な相談ができるよう「こころの相談」を実施してきました。

また、障害福祉サービスによる就労支援や、自立支援医療（精神通院）等を提供してきました。

【施策の展開】

施策	内容
「こころの相談」の充実	・関係機関との連携を強化し、「こころの相談」の実施体制の充実を図ります。
就労支援の推進	・障害福祉サービスを活用した就労支援の充実に努めます。
自立生活への支援	・自立訓練や就労支援等の充実を図り、自立し社会参加しやすい環境づくりを推進します。
地域包括ケアシステムの構築	・精神障がいのある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう、保健・医療・福祉等関係者が包括的に支援するシステムの構築に努めます。

(5) 地域生活への支援

【これまでの取り組み】

近年の高齢化に伴い、障がい等のある人の高齢化と共に、身近で支援する人の高齢化も進んでいます。そういった中で、「親亡き後」の不安が高まっています。

障がい等のある人が地域で生活するためには、多様なニーズに対応した支援が必要になります。自立支援協議会を中心に、地域で必要な支援について協議し、関係機関との連携を図ってきました。

アンケート調査では、「生活するうえでの困りごと」について、「健康状態に不安がある」の次に、「将来の生活に不安を感じている」という意見が多くみられました。また、「将来の暮らし」について、「自宅で家族と暮らしたい」という意見が最も多くみられました。

市福社会との意見交換では、親亡き後の不安の意見がありました。

【施策の展開】

施 策	内 容
成年後見制度の利用推進	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度を広く周知し、必要な人が利用しやすい環境の整備に努めます。 ・知的または精神障がい等によって自己判断が困難で、一定の要件に該当する人に対し、成年後見制度利用支援事業の活用を推進します。
地域移行への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・施設や病院等から地域へ移行した人に対して、安心して地域で暮らせるよう各種サービス等の利用を支援します。
将来を見据えた家庭環境への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい等のある人の将来を見据え、安定した家庭環境の構築（結婚や親亡き後の生活）を支援し、将来的な不安の解消に努めます。

重点目標3 障がい等のある人の社会参加を促進します

(1) 就労支援の推進

【これまでの取り組み】

就労は、自立した生活を送るうえで大変重要な要素となります。また、一般就労だけでなく、障がいの特性に合わせた福祉的就労先の確保も必要です。

市では、障害福祉サービスを活用した就労訓練や障害福祉サービス事業所からの物品購入の推進、物品販売の場の提供等を行ってきました。

今後も、障がいの特性に応じた就労先の確保や職場への定着の支援が求められています。

アンケート調査では、「働くためにはどのような支援が必要か」については、「仕事探しから就労までの総合的な相談支援」「障がいの特性にあった職業・雇用の拡大」「障がいや病気などの状態に応じた柔軟な勤務体制」という意見が多くみられました。

市福社会との意見交換では、相談支援の充実や職場の理解についての意見がありました。

【施策の展開】

施 策	内 容
就労訓練の充実	・就労に向けた能力の向上のため、障害福祉サービス等を活用し、就労訓練を推進します。
福祉的就労の充実	・障がい等のある人が、希望に沿った事業所を利用できるよう、相談支援事業所と連携し、情報の提供や支援提供体制の確保を図ります。
障がい者優先調達への推進	・障害福祉サービス事業所からの積極的な物品等の購入に努めます。 ・障害福祉サービス事業所による物品販売の機会の提供に努めます。
自動車運転免許取得費・改造費の助成	・一定の要件に該当する身体障がいのある人が、就労のために必要な自動車の運転免許取得費及び運転のための改造に要した経費の一部を助成します。
就労支援体制の整備	・障がい等のある人の就労に対する悩みや相談、就労後の定着に向けた支援、さらには障がい者雇用への理解促進等職場やハローワーク、障がい福祉サービス事業所と連携し、一貫した支援体制の整備を推進します。

(2) スポーツ・生涯学習の推進

【これまでの取り組み】

スポーツや生涯学習は、地域での生活をより豊かにします。また、それらに参加することで、生きがいの創出や社会参加への意欲増進が図られ、地域とのつながりを生み出すことができます。

市では、茨城県が開催する各種スポーツ大会への参加や市生涯学習フェスティバルでの障がい福祉サービス事業所等による作品展示を実施してきました。

【施策の展開】

施 策	内 容
生涯学習の場の提供	・障がい等のある人が参加しやすい生涯学習の場の確保や施設の整備を推進します。
スポーツ大会等への参加	・各種スポーツ大会への参加者を広く募集し、大会参加者への支援を行います。 ・第19回全国障害者スポーツ大会（いきいき茨城ゆめ大会2019）を契機として、障がいへの理解を深め、障がい等のある人の社会参加を促進します。

 重点目標4 個性に応じた療育・保育・教育を充実します

(1) 障がい等のある子どもの療育の充実

【これまでの取り組み】

健康づくり推進課を中心に、乳幼児健診や健康相談等の施策を推進し、早期療育が必要な児童には、関係機関が連携し、児童発達支援等のサービスの提供に努めてきました。

一方で、保護者の障がい等に対する認知・理解が得られないことにより、必要な療育が受けられない状況が課題となっています。

今後も発達障がい等に対する支援がますます求められることが予想され、「常陸太田市第1期障害児福祉計画」とも連携しながら、支援体制を強化する必要があります。

【施策の展開】

施策	内容
早期対応体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・早期発見・早期対応のため、各種健康診査の実施体制の充実を推進します。 ・特別な支援を必要とする乳幼児、児童、生徒に対し、保育所（園）、幼稚園、学校等関係機関とのネットワークを構築し、一貫した支援を行えるよう体制の整備を推進します。
療育体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・発達障害等に関する啓発や療育相談（こども相談室にじいろ）の体制を強化します。 ・発達障がい等の正しい理解の普及啓発に努めます。 ・障害福祉サービス（児童発達支援、放課後等デイサービス等）の実施体制を強化します。
保育所（園）等での療育支援	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所（園）、幼稚園、その他事業所における障がい等のある児童の受け入れや、人員配置、設備の充実等療育支援を推進します。
保護者への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者の障がい等に対する理解を深め、必要な療育を早期に受けられるよう保護者に配慮した情報提供と関係機関との連携強化に努めます。
職員の知識と技術の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・療育相談や支援活動を担当する職員の専門的知識および技術の向上のため、研修会等への参加を推進します。

(2) 障がい等のある子どもの教育の充実

【これまでの取り組み】

障がい等のある児童・生徒が、伸び伸びと学ぶことができるよう適切な教育支援が必要です。

教育委員会を中心に、就学相談・就学指導、特別な支援を必要としている児童・生徒のための指導員の配置、特別支援学校との連携強化等により、特別支援教育の充実に努めてきました。

【施策の展開】

施策	内容
教育相談体制の充実	・教育委員会との連携を強化し、一貫した相談を受けることができるよう相談支援体制の整備に努めます。
特別支援教育の充実	・特別支援教育指導員の配置や常陸太田特別支援学校との連携等により、支援を必要とする児童・生徒一人ひとりに応じた適切な指導の充実に推進します。
障がい等についての学習機会の確保	・児童・生徒が、障がい等について深く学ぶことができるよう交流の機会の提供や共同学習の充実に推進します。

重点目標5 とともに支え合い、助け合うまちづくりを推進します

(1) バリアフリー化の推進

【これまでの取り組み】

障がい等のある人が安心・安全に地域生活を送るために、バリアフリーやユニバーサルデザインの観点から、誰もが利用しやすい環境の整備が必要になります。

市では、重度の身体障がい等のある人への住宅改修費の助成や、公共施設における身体障害者等用駐車場の設置を実施してきました。

また、情報のバリアフリーとして、社会福祉協議会や茨城県聴覚障害者協会と連携し、広報誌の音声化や手話通訳者、要約筆記者の派遣を実施してきました。

アンケート調査では、「外出の際の困りごと」について、「歩道・通路の段差」「建物の階段・段差」「トイレの利用」という意見が多くみられました。

市福祉会との意見交換でも、外出先でのトイレの利用や段差解消についての意見がありました。

【施策の展開】

施策	内容
公共施設、交通安全施設等の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・公共的な施設については、企業等とも連携し、障がい等のある人が快適に利用できるよう、環境の整備を推進します。 ・道路区画線や防護柵の設置や障がい等のある人に配慮した歩道の段差解消など、交通安全施設の整備を推進します。
住宅改修への助成	<ul style="list-style-type: none"> ・一定の要件に該当する重度の身体障がい等のある人が自宅で安心して生活できるよう住宅改修にかかる経費の一部を助成します。
情報のバリアフリー	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障がいや聴覚障がい等により、情報の取得が困難な人が的確に情報を得られるよう、支援体制の整備を推進します。

(2) 災害時支援体制の整備

【これまでの取り組み】

近年、地震や風水害等多くの自然災害が発生しています。

障がい等のある人は、災害時に情報の受取方法や自力での避難、避難所での生活等多くの影響を受けやすい状況にあり、日頃から地域での見守りや声掛け、防災訓練に参加する等地域とのつながりを形成することが必要です。

市では、「避難行動要支援者名簿」や「避難行動要支援者避難支援個別計画」の作成を推進してきました。

アンケート調査では、災害発生時に「支援がなければ避難できない」又は「避難できない」人が約4割となっています。「災害発生時や避難所での生活で不安に思うこと」について、「自分に合った食事や必要な薬が入手できるのか」「障がいに対応した居住環境や設備があるのか」という意見が多くみられました。

また、「避難行動要支援者名簿」について、約3割の人が「登録したいが、まだしていない」と回答しました。

市福祉会との意見交換では、避難の手段や避難所の設備を不安視する声がありました。

【施策の展開】

施策	内容
「避難行動要支援者名簿」への登録	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時に、一人で安全に避難できない人のため、事前の名簿への登録を推進します。
避難支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい等のある人に配慮した避難所、避難経路の整備を推進します。 ・通所している人が、迅速に避難できるよう障がい福祉サービス事業所と連携し、避難計画等の作成を推進します。

第5章

計画の推進

第5章 計画の推進

1 計画の推進体制

(1) 推進体制の確立

本計画は、福祉、保健、医療、教育、就労、防災等幅広い分野に関連する計画であることから、庁内関係部署においても、お互いが連携して施策を推進していきます。

また、広域的な取り組みが必要な場合には、県及び近隣市町村とも連携しながら、本計画を力強く推進するための体制の確立を図ります。

(2) 計画の評価・管理

障がい等のある人のニーズや地域の状況、社会情勢等の変動を踏まえ、常陸太田市障害者自立支援協議会を中心に点検・評価を行い、必要に応じて計画の見直しを実施すると共に、次期計画へ反映させていきます。

資料編

1 計画改定の経過

年	月 日	内 容
平成30年	6月27日	第1回市障害者自立支援協議会 ・計画の策定方針，スケジュールについて
	8月27日	第1回計画等策定部会 ・計画の策定方針，構成について
	10月23日	第2回市障害者自立支援協議会 ・アンケート調査について
	11月12日	アンケート調査票発送
	随時実施	福祉会ヒアリング，事業所アンケート
平成31年	1月29日	第2回計画等策定部会 ・アンケート結果，計画素案について
	2月1日	第3回市障害者自立支援協議会 ・アンケート結果，計画素案について
	2月22日	パブリックコメント（3月23日まで）
	3月27日	第4回市障害者自立支援協議会 ・計画（案）について

2 常陸太田市障害者自立支援協議会 計画等策定部会委員名簿

氏 名	所 属	備 考
吉田 隆宏	医療法人直志会 メンタルサポートステーションきらり	部会長
板倉 裕子	常陸大宮保健所	
菊池 幸子	社会福祉法人 常陸太田市社会福祉協議会	
榎 貴義	有限会社 ワコー介護	
川又 幸子	社会福祉法人 やまぶきの里	
佐野 修司	茨城県立常陸太田特別支援学校	
根本 桂子	常陸大宮公共職業安定所	

（順不同，敬称略）

3 常陸太田市障害者自立支援協議会委員名簿

氏名	所属	備考
和田 守男	常陸太田市身体障害者福祉会	
菊池 均	常陸太田市手をつなぐ育成会	
飛田 美佐子	常陸太田地方家族会	
平山 殖	常陸太田市医師会	副会長
板倉 裕子	常陸大宮保健所	
吉田 隆宏	医療法人直志会 メンタルサポートステーションきらり	
菊池 幸子	社会福祉法人 常陸太田市社会福祉協議会	
榎 貴義	有限会社 ワコー介護	
川又 幸子	社会福祉法人 やまぶきの里	
佐藤 輝夫	常陸太田市民生委員児童委員協議会	会長
佐野 修司	茨城県立常陸太田特別支援学校	
根本 桂子	常陸大宮公共職業安定所	
佐川 和広	常陸太田市商工会	
猿田 勇	常陸太田市人権擁護委員協議会	
堆 勝一	常陸太田市障害者相談員	
大兼 郁子	常陸太田市太田地区ボランティア連絡協議会	

(順不同, 敬称略)

4 常陸太田市障害者自立支援協議会設置要綱

(設置)

第1条 地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議を行うため、常陸太田市障害者自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 障害者計画及び障害福祉計画の策定、進行管理及び評価に関すること。
- (2) 障害福祉サービス利用に係る相談支援事業の中立・公平性の確保に関すること。
- (3) 困難事例への対応のあり方に関すること。
- (4) 地域の関係機関による支援体制の構築に関すること。
- (5) その他障害者の福祉向上のため必要と認められること。

(組織)

第3条 協議会の委員は、17人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 障害者団体関係者
- (2) 保健・医療関係者
- (3) 保健福祉サービス事業所関係者
- (4) 民生委員・児童委員
- (5) 教育・就労機関関係者
- (6) 学識経験者
- (7) その他市長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1名を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要に応じて委員以外の関係者の出席を求めその意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、協議会に諮って、部会を設置することができる。

2 部会に関し必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、福祉事務所社会福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、平成24年6月1日から施行する。

常陸太田市障害者計画

2019年度（平成31年度）～2023年度

平成31年3月改定

発行 常陸太田市

編集 保健福祉部 福祉事務所 社会福祉課

〒313-8611 茨城県常陸太田市金井町3690番地

TEL 0294-72-3111（代表）

FAX 0294-72-3083

<http://www.city.hitachiota.ibaraki.jp/>

